

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

インボイス制度が始まります

いよいよ、今月1日よりインボイス制度が始まります。請求書・領収書等にインボイス番号がきちんと記載されているか気になりますね。インボイス制度開始に向けて、御社の最終確認はもうお済みでしょうか？まだの方はお早めにご準備ください。

インボイス発行事業者の確認事項

発行する場合

- ① 取引先へ、自社のインボイス番号を通知する。
- ② 請求書・領収書等のインボイス番号の記載を確認する。
以下の記載事項が記載されているか確認する。
インボイス番号・年月日・取引内容・適用税率・税率毎の消費税額・相手方の氏名
- ③ 複数の書類を合わせてインボイスとする場合には、書類の関連性を確認する。(納品書等や口座振替など)
- ③ 消費税の計算で端数処理方法を確認する。

受け取る場合

- ① 取引先のインボイス番号が領収書・請求書に記載されているか確認する。
- ② 受領したインボイスをどのように保管・管理するか経理処理するか、社内の取り扱いを整理統一すること。

インボイス税務調査「大口・悪質に限定」

国税庁の住沢整長官は10月に始まるインボイス(適格請求書)制度の税務調査について、従来と変わらず大口で悪質な事例に限定して実施する意向を示しました。「軽微な記載のミスを確認するための調査はこれまでできていない。記載事項(の不備)をあげつらうような調査はしない」また、「制度の定着を図ることが当面の重要な課題だ。柔軟かつ丁寧な対応をしていきたい。」と述べております。【参考：日本経済新聞 2023.9.13】

インボイス制度スタート当初は初めてのことでわからないことも多々あります。インボイス制度について迷った時は、弊社担当者へご質問下さい。

登録番号等の通知書について

弊社の顧問先の皆様へ

毎月の月次顧問料について口座振替をさせていただいているお客様について、従来通り毎月の顧問料引落の際には請求書(インボイス番号記載)を発行致しません。

それに伴い、今月中に「登録番号等の通知書」を担当者が月次監査時にお持ちいたします。

弊社顧問契約時の「契約書」と「登録番号の通知書」、「通帳のコピー」の3点の保管をお願い致します。

この3点を保存することで請求書(インボイス番号記載)の代わりとなり、お客様の消費税計算上の「仕入税額控除」となります。大変お手数ですが、3つの書類の保管をどうぞよろしくお願い致します。

なお、決算料については、申告月の月末に請求書(インボイス番号記載)をご郵送いたしますので、そちらを保存してください。



ガソリン代 15年ぶり最高値

経済産業省が発表した9月4日時点のレギュラーガソリンの店頭小売価格が、1リットル当たり全国平均で186.5円と16週連続で値上がり。約15年ぶりに最高値を更新しました。ガソリンの値上がりが続く中、岸田総理は価格高騰を抑えるために支給している補助金を年末まで延長すると発表しております。ガソリン補助金は、石油元売り会社に支給することで卸価格を引き下げ、給油所の店頭価格を抑える仕組みです。令和4年1月から始まり、今年6月以降は段階的に縮小し、9月末で終了する予定でした。しかし、原油価格が再び上昇し、円安の進行も受けてガソリン価格が急騰したことを受け、延長が決められました。新たな支援策は9月7日から発動します。補助率を現在の30%から段階的に引き上げると共に、予測価格が政府の定める基準価格を一定程度上回った場合に実施される追加補助の発動条件を緩和します。これらの措置によって、10月に175円程度まで引

き下げ、その後も同水準を超えないよう抑制されます。灯油や重油などの燃料も対象に含まれます。

政府は今後、電気・ガス料金の負担軽減措置などを含む大型経済対策を策定する見通しです。

現在支給している電気・ガス料金の補助金については、現行計画に沿って補助額を半減させた上で、経済対策の実施まで続ける方針を決めました。【参考：マイナビニュース(財界ONLINE)2023.9.20掲載】

《西田の考え》

ガソリンに係るガソリン税(現在53.8円/ℓ)を廃止したらぐ〜と安くなるはず。

ふるさと納税について

●10月から変わるふるさと納税のルール●

返礼品については発送などの経費まで含めて「寄付額の5割以下」と定められていますが、それが厳格化されます。肉やコメについては「地場産品」の基準がこれまでより厳しくなります。

自治体はルール変更に伴い「返礼品の見直し」を迫られています。平成20年に始まった「ふるさと納税」は、応援したい自治体に寄付することで住民税や所得税の控除が受けられ、さらに自治体から返礼品がもらえる制度です。バラエティーに富んだ返礼品が人気を呼び、寄付金額は年々増加、昨年度は全国の寄付額の総計が開始時の約134倍の9,654億円となりました。ただ、その一方で、豪華すぎる返礼品や、その地域と全く関係がない返礼品が増え自治体間の競争が過熱したため国は規制を強化してきました。

これまでは海外から輸入した肉も一定期間熟成させれば「地場産品」として返礼品にすることができました。

しかし、10月から肉とコメについては同じ都道府県で生産されたものでなければ返礼品として認められなくなります。さらに、返礼品などの経費を寄付額の5割以下に抑えるルールも厳格化されます。

ポータルサイトの手数料や寄付金受領証の発行にかかる費用など、これまで隠れていた経費も10月からは5割以内に含めなければなりません。

子育て支援やまちづくりなど自治体の大きな財源となっているふるさと納税ですが、経費が5割を超えるということは、納めた額の半分も自治体の発展のために使われていないことになります。寄付する側にとっては実質の値上げとなりますが、「ふるさとを応援する」という





株式会社 トワメーム

さくかお訪問看護ステーション

トワメーム＝フランス語で「あなた自身、あなたらしい」

という意味

さくかお＝笑顔＝心の底から笑うこと

事業所のモットー＝あなたらしい笑顔(えがお)

その方らしい生活を支援させて頂き、

その方らしい笑顔をされるように



当訪問看護事業所の特徴

・精神疾患の方にも対応

・セラピストも在籍し、看護との連携

・地域の関連事業所との充実した連携

看護師がお宅に訪問して、

その方の病気や障がいに応じた看護をいたします。

健康状態の悪化防止や回復に向けてお手伝いします。

主治医の指示を受け、病院と同じような医療措置もいたします。

また、リハ専門職によりお体の状態の維持・改善

日常生活で行われる動作がご自分で安全にできるように

支援いたします

[お問い合わせ]

住 所：〒861-0531

熊本県山鹿市中775番地12

電話番号：0968-41-8824

FAX：0968-41-8904

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel：096-368-2030 / Fax：096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>

最低賃金が改定されました

令和5年度の最低賃金が改定されました。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないという制度です。

令和5年は物価高などの影響などもあり、過去最大の賃上げになりました。全国平均で初の最低賃金1,000円超が実現しています。

	旧・最低賃金	引上額	新・最低賃金
東京	1,072円	41円	1,113円
熊本	853円	45円	898円
鹿児島	853円	44円	897円



発効日 熊本：令和5年10月8日

鹿児島：令和5年10月6日

1,000円を超えたのは前年の3都府県から8都府県に増えました。最も低かったのは岩手の893円でした。最高額と最低額の差は220円で、前年から1円広がりしましたが、最高額に対する最低額の比率でみると80.2%となり、前年(79.6%)より改善しました。前年からの引上額が最も高かったのは島根、佐賀の47円でした。

今月も無料個別相談会を開催します！

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日 時：「毎週水曜日 9:00~16:00の時間」

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。



電子ニュース希望の方は mirai2030-shimada@memoad.jp まで

本来の趣旨からすればやむを得ないルール改正といえそうです。

【参考：RKB 毎日放送 2023.9.21】

●法人向け「企業版ふるさと納税」とは？

「企業版ふるさと納税」は、法人税の軽減効果が見込めます。

※令和6年度までの期間限定の特例措置です。

個人のふるさと納税とは異なり、寄付金を納めても返礼品や経済的な利益を享受できません！

★メリット

①法人税などの負担軽減が見込める

企業がふるさと納税を利用する大きなメリットは、税額負担を軽減できる点です。法人関係税などから最大9割を控除できるため、企業の節税対策につながります。

例えば、企業版ふるさと納税を活用した場合の税控除は、「最大6割の税額控除」と「約3割の損金算入」となります。そのため、企業が負担する法人関係税は最小1割です。

・法人住民税：寄付額の4割を税額控除

(法人住民税法人税割額の20%が上限。)

・法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除

(寄付額の1割を限度。法人税額の5%が上限。)

・法人事業税：寄付額の2割を税額控除

(法人事業税額の20%が上限。)

②新規事業を展開できる

③企業のイメージアップが期待できる

④地方公共団体と関係性を築ける

⑤人材育成の機会を得られる

★デメリット

①企業からのキャッシュアウトが伴う

②返礼品の受取や経済的な利益の享受ができない

③税額控除の対象に制限がある

～控除される条件～

・寄付先は、国が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」であること

・1回あたりの寄付金は10万円以上であること

・寄付の代償として経済的な利益を受けないこと

・本社が所在する地方公共団体は対象外

・地方交付税の不交付団体である都道府県は対象外

・地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村は対象外

【参考：<https://www.fmclub.jp/blog/yugu/14>】

